

○福井県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

〔令和5年4月1日
条例 第2号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関（広域連合長、監査委員及び選挙管理委員会をいう。以下同じ。）が定める事項を記載することができる。

（不開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第13号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号ハを除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（手数料の額）

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（訂正請求の手続）

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

（利用停止請求の手続）

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

（運用状況の公表）

第10条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第14号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定によるその職務上知ることができた旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取り扱う事務の委託を受けた者が受託した当該事務又は指定管理者が指定を受けた当該公の施設の管理に係る事務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条、第26条又は第32条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において、旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物（個人の秘密に属する事項が記録されたものに限る。）であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その事務に関して知ることができたこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 この条例の施行後に、偽りその他不正の手段により、第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例に規定する保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

6 前3項の規定は、県外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正）

第4条 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように

改正する。

第7条から第10条までの規定中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。